学校感染症出席停止の手続きについて（学生用）

医療機関を受診し、学校感染症の罹患が判明

学校感染症の場合は**出席停止**

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に罹患

①医療機関で初診時に「学校感染症罹患・治癒証明書」又は「診断書」を記載してもらう

②下記の感染症報告フォームに入力して「学校感染症罹患・治癒証明書」又は「診断書」を添付し保健室へ報告

※入手出来ていない場合は、指示された療養期間後に再診して、速やかに保健室へメール送信

※提出期限は、療養期間後１週間以内（厳守）
期間を過ぎたら、手続きは行いません

③保健室から電話で詳細確認

④出席停止解除前に再度電話で体調確認を行う

左記以外の感染症に罹患

①下記の感染症報告フォームに入力して保健室へ報告

②保健室から電話で詳細確認

③医師に指示された療養期間後、体調を保健室へ報告

④医療機関で「学校感染症罹患・治癒証明書」又は「診断書」を記載してもらい速やかに保健室へメールで報告

※提出期限は、療養期間後１週間以内（厳守）
期間を過ぎたら、手続きは行いません

感染症報告フォーム

（京都外大 gmail アドレスでサインインして回答）

学校感染症罹患・治癒証明書

出席停止解除後に保健室から授業担当教員へ「出席停止期間」をメールで報告

※UNIPAの「出席管理」のページは、出席停止の欠席も「欠席」と表示されます。

欠席した授業に関して、学生自身で直接担当教員へ連絡し指示を確認

原則として診断書等に記載された期間を「出席停止期間」とする。発熱が続いた場合は、再度医師の診察を受けてください。

注意事項：

□治癒後の事後報告では、出席停止の措置は行いません。

□出席停止期間中にキャンパスに入構することはできません。

□状況確認のため、保健室からの電話は必ず出てください。

□「学校感染症・罹患証明書」又は「診断書」の提出が無い場合は出席停止の措置は行いません。

＜問い合わせ・相談先＞
健康支援課 保健室
☎ 075-322-6024
✉ hoken@kufs.ac.jp